

□ 手続き名称

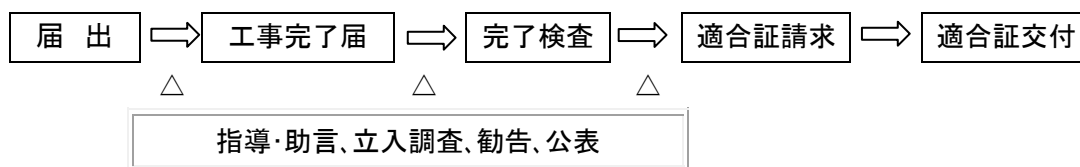
- ・特定まちづくり施設新築等(変更)届出【建築物以外】
- ・特定まちづくり施設工事完了届出【建築物以外】
- ・まちづくり施設適合証交付請求【建築物以外】

□ 手続き内容

福岡県福祉のまちづくり条例では、実効性を確保するため、特定まちづくり施設の新築等については、届出、指導・助言、勧告、公表の規定を設けています。

下記特定まちづくり施設の路外駐車場を大牟田市内に新設・改良等を行う場合には、市に対して届出等の手続きが必要です。

その手続きは、次のとおりです。



□ 特定まちづくり施設新築等(変更)届出【建築物以外】の提出書類

特定まちづくり施設の新築、増築、改築、用途の変更等をおこなう場合は、その計画を届けなければなりません。

工事着工の30日前までに、提出してください。

1. 届出書
2. 特定まちづくり施設整備項目表(チェックリスト)
3. 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則「別表第10(その6)路外駐車場」に定める図面
(箇所図、平面図、縦横断面図)

※2ページの最後に、福岡県福祉のまちづくり条例施行規則「別表第10(その6)路外駐車場」を掲載していますので、ご参考ください。

□ 特定まちづくり施設工事完了届出【建築物以外】の提出書類

工事が完了したら速やかに提出してください。

1. 届出書
2. 必要に応じ図面・写真等

□ まちづくり施設適合証交付請求【建築物】提出書類

整備基準に適合していることを証する証票(適合証)の交付を請求するとき申請してください。

1. 届出書

◎以下の施設では、「特定まちづくり施設新築等(変更)届出【建築物以外】」と同じ書類が必要となり

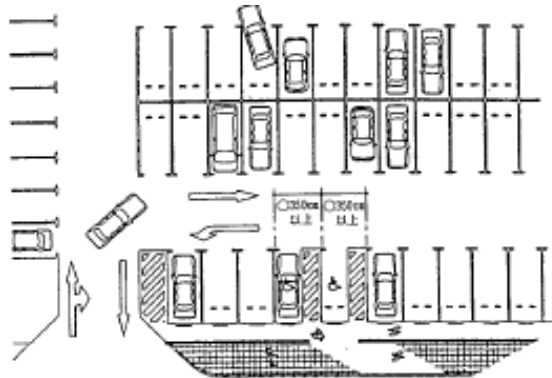
ます。特定まちづくり施設整備項目表(チェックリスト)及び福岡県福祉のまちづくり条例施行規則「別表第10(その6)路外駐車場」(箇所図、平面図、縦横断面図)に定める図面を提出してください。また、提出窓口で請求書を提出する前に事前協議をお願いします。

- ① 特定まちづくり施設以外のまちづくり施設
- ② 国等の特定まちづくり施設で「特定まちづくり施設適合状況報告書」が提出されていないもの

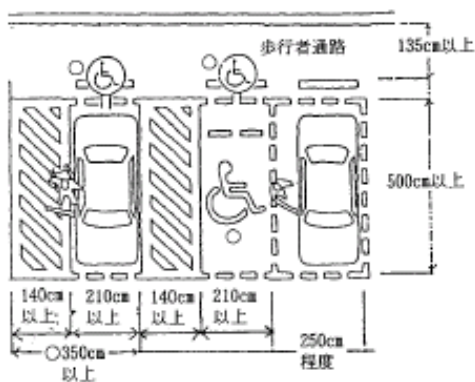
□ 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則「別表第10(その6)路外駐車場」

図面の種類		明示すべき事項
箇所図		方位、位置及び目標となる地物
平面図		縮尺、方位、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに当該施設から出入口までの通路の位置及び幅員(当該通路が傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては、それらを含む)
縦断面図	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造	縮尺、高さ、長さ並びに踊場の踏幅及び構造

【路外駐車場の例】



【案内表示及び寸法等】



【車いす使用者駐車区画の表示の例】



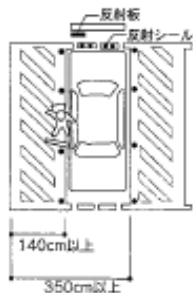
【車いす使用者
駐車施設の標識の例】



【駐車場の案内標識の例】



【反射シールの設置例】



「反射シール等を張ること」は、例えば顔面障害等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに張ることにより、つまずき防止にもなります。

◎注意事項

路外駐車場を設置する場合は下記の届出が必要になります。

- 「駐車場法」に基づく届出
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく届出
- 「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づく届出

下記フローを参考に手続きをおこなってください。また詳細につきましては都市計画・公園課までお問い合わせ下さい。

